第76回
定時株主総会
招集ご通知

証券コード 7958

開催日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所

東京都北区王子一丁目11番１号
北とぴあ　３階（入口２階）
つつじホール

決議事項

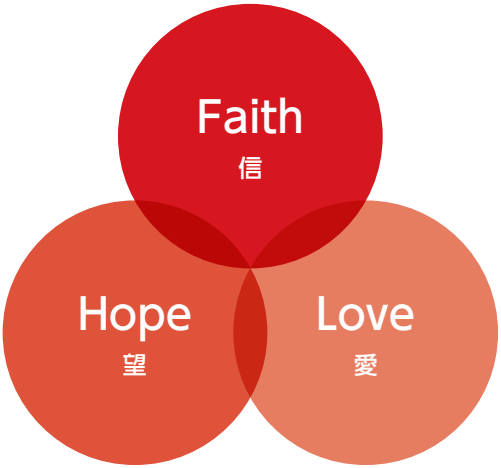
＜会社提案＞
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
＜株主提案＞
第３号議案　剰余金の処分の件
第４号議案　定款一部変更（取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）報酬の個別開示）の件

TENMA

— 社　是 —

信・望・愛

創業の精神　～人が人らしく生きるために～



— パーパス —

人々の本質的な豊かさを支える

マテリアリティ

E 環　境	S 社　会	G ガバナンス	V 価値創造
・気候変動の緩和と適応 ・サーキュラーエコノミーの実現	・製品の安全･安心 ・持続可能な調達 ・多様な人財の活躍 ・安全･安心な職場	・強固な企業基盤	・新しい価値創造

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、日頃より当社への格別のご理解とご支援を賜り、心より感謝申しあげます。

当社グループは、2024年５月に2025年３月期から2027年３月期までの三ヵ年を対象とする第４次中期経営計画を策定いたしました。

中期経営計画の概要

(1) 目指す姿

当社グループは「百年企業」を目指して、「人とプラスチックの調和した豊かな社会の実現」を目指します。

(2) 基本方針

第４次中期経営計画期間は、「目指す姿」達成に向けた２nd Stepと位置付け、「サステナブル経営推進による企業価値向上」を基本方針として取り組みます。

(3) 経営課題の認識と対策

個々の事業戦略の加速によって足元の低収益性から脱却するとともに、中長期的視座に基づき非財務資本を蓄積することにより、主業である樹脂成形事業のサステナビリティを確かなものとし、企業価値向上を目指します。



代表取締役社長
廣野 裕彦

また、８つの当社グループのマテリアリティ（「気候変動の緩和と適応」「サーキュラーエコノミーの実現」「製品の安全・安心」「持続可能な調達」「多様な人財の活躍」「安全・安心な職場」「強固な企業基盤」「新しい価値創造」）を定め、経営戦略としての連続性を保ち、全拠点・全部署がベクトルを揃えて課題解決に取り組んでおります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

2024年６月

株 主 各 位

証券コード 7958
2024年６月７日

東京都北区赤羽一丁目63番６号
天馬株式会社
代表取締役社長　**廣野 裕彦**

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第76回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト
https://www.tenmacorp.co.jp

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株主・株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認ください。

株主総会資料　掲載ウェブサイト
https://d.sokai.jp/7958/teiji/

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「天馬」または「コード」に「7958」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年６月25日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬具

記

1 日　　時 2024年６月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

2 場　　所 東京都北区王子一丁目11番１号　**北とぴあ　３階（入口２階）　つつじホール**
（会場については、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 目的事項 報告事項
1. 第76期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項
＜会社提案＞
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
＜株主提案＞
第３号議案　剰余金の処分の件
第４号議案　定款一部変更（取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）報酬の個別開示）の件
株主提案（第３号議案および第４号議案）にかかる議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（18頁から23頁まで）に記載のとおりであります。

4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
（１）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
（２）インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
（３）書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
  したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年６月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年６月25日（火曜日）
午後５時30分入力完了分まで



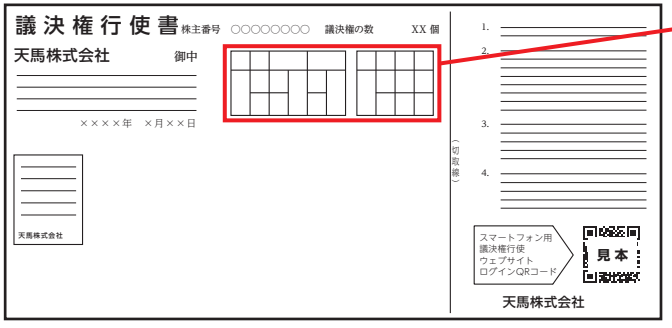
書面（郵送）で議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年６月25日（火曜日）
午後５時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案（会社提案）

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案（会社提案）

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第３・４号議案（株主提案）

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

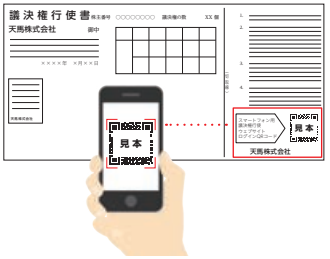
・書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・インターネット等により複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
・パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
・パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

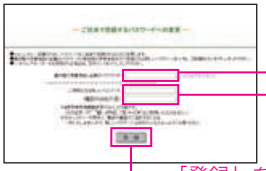
2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

オンデマンド配信（事後配信）のご案内

本株主総会終了後、本株主総会の一部の模様をオンデマンド配信する予定です。
当社ウェブサイト内の下記サイトよりご視聴いただけます。

配信開始予定日　2024年７月上旬、配信準備が整い次第

※配信期間は状況により前後することがございますので、あらかじめご了承ください。

当社株主総会サイト　https://www.tenmacorp.co.jp/ir/stock/meeting/

ご注意

- 配信内容の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- インターネット接続・利用に関する費用は、株主さまのご負担となります。
- お使いの機器やインターネット環境等によっては、映像・音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合や、ご視聴いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- オンデマンド配信用動画の撮影に際し、ご出席の株主さまの容姿が写らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

＜会社提案＞（第１号議案から第２号議案）

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、財務の健全性を維持しつつ、中長期的な成長戦略の実現に向けて積極的な投資を行い、企業価値の持続的な向上および利益還元の充実を図ることが経営上の重要課題の一つとして位置づけております。

配当につきましては、連結株主資本配当率（DOE）2.5%以上を目標として、安定した配当を継続することを基本とし、更なる利益還元の向上を目指すとともに、業績の向上および経営目標の達成状況により、増配を検討することを基本方針としております。

当該配当方針に基づき、当期の年間配当金を連結株主資本配当率（DOE）2.5%以上となる１株につき82円とするため、第76期の期末配当につきましては１株につき42円とさせていただきたいと存じます。

これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金１株につき40円と合わせ、当期の年間配当金は１株につき82円となります。

（１）　配当財産の種類
　　金銭

（２）　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金42円
　　配当総額890,046,570円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2024年６月26日

（４）　配当金支払開始日
　　2024年７月17日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から取締役に期待される企業価値向上の観点から、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断したとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位、担当	候補者属性
1	廣野（ひろの）　裕彦（ひろひこ）	代表取締役社長 営業本部長 指名・報酬委員会委員	再任
2	永井（ながい）　勇一（ゆういち）	取締役 生産本部長 兼 生産管理部長 兼 生産技術部長	再任
3	則武（のりたけ）　勝（まさる）	取締役 総務・財務経理担当 兼 総務部長	再任
4	星（ほし）　健一（けんいち）	取締役 海外生産本部長	再任
5	金田（かねだ）　宏（ひろし）	常務執行役員 営業本部副本部長 兼 デジタル戦略部長	新任
6	倉橋（くらはし）　博文（ひろふみ）	社外取締役 指名・報酬委員会委員	再任 社外　独立

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 **1**

廣野（ひろの） 裕彦（ひろひこ） 再任



生年月日　1970年３月23日生

所有する当社の株式数　23,581株
（含む、株式報酬制度に基づく交付予定株式数）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1992年 3月　当社入社
2010年 2月　当社ハウスウエア営業部東京支店長
2013年 2月　当社ハウスウエア営業部長 兼 東京支店長
2015年 6月　当社執行役員ハウスウエア営業部長
2016年 6月　当社執行役員ハウスウエア営業本部長 兼 販売推進部長
2017年10月　当社執行役員ハウスウエア営業本部長 兼 開発部長
2018年11月　当社執行役員開発部長
2020年 6月　当社代表取締役社長（現任）
当社営業本部長（現任）
天馬アセアンホールディングス株式会社代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）
天馬アセアンホールディングス株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

廣野氏は、当社において長年にわたり営業部門に従事し、資材調達から製造・販売に至るまでの事業全般に対し豊富な経験や専門的知識を有しております。2015年６月からは執行役員として主にハウスウエア関連事業の業績拡大に貢献し、2020年６月以降は、当社の代表取締役社長として、当社の企業価値向上に努めております。また、第４次中期経営計画においても、当社の「マテリアリティ」をもとに、サステナブル経営の推進に注力するとともに、引き続き当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

永井 勇一（ながい ゆういち） 再任



生年月日　1970年４月20日生

所有する当社の株式数　9,301株
（含む、株式報酬制度に基づく交付予定株式数）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1993年 4月　当社入社
2013年 4月　当社販売推進部長
2014年 9月　当社販売推進部長 兼 開発部長
2016年 6月　当社執行役員開発部長
2017年10月　当社執行役員販売推進部長
2020年 6月　当社取締役生産本部長
2021年 2月　当社取締役生産本部長 兼 財務経理部管掌
2021年 6月　当社取締役生産本部長
2022年 1月　当社取締役生産本部長 兼 生産管理部長
2023年 7月　当社取締役生産本部長 兼 生産管理部長 兼 生産技術部長（現任）

（重要な兼職の状況）
なし

取締役候補者とした理由

永井氏は、当社において長年にわたり開発部門および販売推進部門を中心に幅広い事業部門に従事することで得られた豊富な経験や専門的知識を有しております。2016年６月からは執行役員として主に開発部門および販売推進部門の業績拡大に貢献し、2020年６月以降は、当社の業務執行取締役生産本部長として、生産現場における自動化・省人化に向けたプロジェクトや物流業務・体制を改善するプロジェクトを推進し、原材料の仕入れに関してコスト削減と安定供給に向けた仕入れルートの見直し等を提案・実行する等、当社の生産性向上等に尽力しております。また、第４次中期経営計画においても、本社の関連部署と各工場における課題解決の中心的な役割を果たすとともに、引き続き当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。

候補者番号 **3**

則武（のりたけ）　勝（まさる）　再任

生年月日	1964年７月４日生
所有する当社の株式数	4,805株 （含む、株式報酬制度に基づく交付予定株式数）



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年 4月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2013年 4月　ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社へ出向　同社取締役 兼 執行役員企画部長
2016年 4月　同行職域取引事業部部付部長
2017年 4月　ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社非常勤監査役
2019年 4月　同行監査部上席考査役
2019年12月　当社へ出向　当社総務部次長
2020年12月　当社入社　当社総務部部付部長
2021年 5月　当社執行役員総務・財務経理担当 兼 総務部長
2021年 6月　当社取締役総務・財務経理担当 兼 総務部長（現任）

（重要な兼職の状況）
なし

取締役候補者とした理由

則武氏は、長年にわたる金融機関での実務経験を有しており、特に企業への融資・与信業務により得られた財務・管理や金融・証券に関する豊富な経験や専門的知識を有しております。2019年12月からは当社総務部門において管理業務の中核を担い、2021年６月以降は、当社の業務執行取締役総務・財務経理部担当として、財務・管理や金融・証券に関する豊富な経験や専門的知識に加え、当社の事業内容・特性や課題等に対する深い理解を活かして、重要事項の決定等に貢献しております。第４次中期経営計画においても、経営課題として掲げているコーポレートガバナンス体制の維持強化、安全・安心な職場環境の整備等、同氏が有する経験や専門的知識を活かし、引き続き当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。

候補者番号 **4**

星（ほし） 健一（けんいち） 再任



生年月日	1967年４月10日生
所有する当社の株式数	4,550株 （含む、株式報酬制度に基づく交付予定株式数）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 3月　当社入社
2014年11月　当社滋賀工場長
2021年 5月　当社海外生産本部長
2021年 6月　当社取締役海外生産本部長（現任）
2023年 5月　TENMA(THAILAND)CO.,LTD.社長（現任）

（重要な兼職の状況）
TENMA(THAILAND)CO.,LTD.社長

取締役候補者とした理由

星氏は、当社において長年にわたり新白河工場および滋賀工場に勤務し、生産、企画、品質保証および生産管理に係る業務を担当することで培われた豊富な経験や当社の幅広い製品に関する専門的知識を有しております。2014年11月からは当社の滋賀工場長として、生産性の改善・風土改革に取り組むことにより２期連続で赤字であった滋賀工場の営業利益を黒字化するとともに、国内工場の自動化を推し進める等更なる生産性の改善に注力し、2021年１月には国内でも先進的な人協働ロボットを活用した自動組み立てシステムを導入する等、工場の生産性向上や収益向上に貢献しております。2021年６月以降は、当社の業務執行取締役海外生産本部長として、海外生産拠点を統括し、生産性の改善と業績の拡大に尽力しております。長年の勤務により構築された当社の事業内容・特性や課題等に関する深い理解と、生産現場における経験・専門的知識を活かし、引き続き当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

金田（かねだ） 宏（ひろし） 新任

生年月日　1977年９月１日生

所有する当社の株式数　307,592株
（含む、株式報酬制度に基づく交付予定株式数）



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2006年 2月　スピンシェル株式会社代表取締役（現任）
2010年 4月　フォン・ジャパン株式会社顧問
2013年 6月　同社執行役員CIO
2014年10月　同社代表取締役CEO
2017年11月　当社入社　総務部部付部長
2018年 4月　当社常務執行役員新規事業推進室長
2018年 8月　FHLホールディングス株式会社代表取締役（現任）
2019年 6月　当社常務取締役総務部管掌 兼 IR担当 兼 新規事業推進室長
2019年11月　当社常務取締役IR担当 兼 新規事業推進室長 兼 総務部長
2020年 6月　当社常務執行役員総務部長 兼 デジタル戦略室長
2021年 3月　株式会社カネダ興産代表取締役（現任）
2021年 4月　当社常務執行役員デジタル戦略室長
2023年 7月　当社常務執行役員営業本部副本部長 兼 デジタル戦略部長（現任）

（重要な兼職の状況）
スピンシェル株式会社代表取締役、FHLホールディングス株式会社代表取締役、株式会社カネダ興産代表取締役

取締役候補者とした理由

金田氏は、長年にわたる企業経営者としての経験および新規事業開発に従事して得られた豊富な経験や専門的知識を有しております。2019年６月以降は、当社常務取締役総務部管掌 兼 IR担当として当社事業セグメントを幅広く俯瞰するとともに、2020年6月からはデジタル戦略室長としてDX改革に取り組んでおります。また2023年7月からは営業本部副本部長として、自社製品事業の商品開発、EC事業および海外事業戦略にも取り組んでおります。これまでに培った経験や専門的知識を活かし、当社の経営を担うことにより、当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

6

倉橋 博文（くらはし ひろふみ）

再任

社外　独立



生年月日　1977年８月５日生

所有する当社の株式数　300株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2002年10月　弁護士登録（第一東京弁護士会）
2002年11月　原田・尾崎・服部法律事務所入所
2006年 8月　金融庁検査局総務課（専門検査官）
2008年 8月　証券取引等監視委員会事務局証券検査課（専門検査官）
2010年 8月　LM法律事務所入所
2013年 1月　弁護士法人ほくと総合法律事務所　パートナー（現任）
2020年 6月　当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

倉橋氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、企業法務の専門家および弁護士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。2020年６月以降は、当社独立社外取締役として、取締役会において、弁護士としての経験を活かして、主にガバナンス・コンプライアンスの視点から、当社の企業価値の向上に資するよう忌憚のない意見を述べており、2021年４月からは当社の指名・報酬委員会の委員として任に当たっております。同氏は、2020年６月以降、約４年間にわたる当社独立社外取締役としての職務の遂行を通じて、当社の事業内容・特性や課題等について理解を有するに至っており、同氏が有する豊富な経験と高い専門的な見識を活かすことにより、経営陣から独立した立場から、引き続き当社のガバナンス機能の向上・透明化に貢献することを期待し、取締役候補者としております。

(注) 1. 金田宏氏はスピンシェル株式会社の代表取締役であり、当社は同社との間に業務委託契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 倉橋博文氏は社外取締役候補者であります。
3. 倉橋博文氏は現在、当社の監査等委員でない社外取締役でありますが、同氏の監査等委員でない社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
4. 当社は、倉橋博文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、倉橋博文氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏、倉橋博文氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、金田宏氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の遂行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償請求金および争訟費用等（但し保険契約上で定められた免責事由を除く）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および国内外の子会社の取締役および執行役員となります。また、上記保険契約は2025年１月に同内容で更新を予定しており、各候補者の選任が承認された場合には、引き続き上記保険契約の被保険者に含まれることとなります。
8. 候補者のうち、廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏および金田宏氏が所有する当社株式の数には、株式報酬制度に基づき退任時に交付される予定の株式の数（2024年３月31日現在）を含めて表示しております。
9 倉橋博文氏は、会社法329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員であります。その選任決議の効力は、2024年6月開催の第76回定時株主総会開始の時まで有しております。

（ご参考）第２号議案が承認された場合の役員体制およびスキルマトリックス

第２号議案が承認された場合の取締役会、監査等委員会の構成および各取締役・監査等委員の専門性は、以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は各取締役・監査等委員の有するすべての知見・経験を表すものではなく代表的と思われるスキルを表したものです。

			独立性（社外）	経験・専門性							
				企業経営	製造・技術	企画・営業・開発	財務・会計	コンプライアンス・法務	グローバル経験	金融・証券	IT・デジタル
監査等委員でない取締役	廣野　裕彦			●		●			●		
	永井　勇一			●	●	●					
	則武　　勝			●			●	●		●	
	星　　健一			●	●	●					
	金田　　宏			●		●			●		●
	倉橋　博文	社外独立役員	●					●		●	
監査等委員である取締役	原　　和彦						●	●			
	後藤　博孝	社外独立役員	●	●		●			●		
	西田　弥代（女性）	社外独立役員	●					●			
	松山　昌司	社外独立役員	●				●				

＜株主提案＞（第３号議案から第４号議案）

第３号議案および第４号議案は、株主様であるLIM Japan Event Master Fund（議決権300個）からのご提案によるものであります。

なお、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

以下、当該株主様を請求人とする株主提案書の議案の要領および提案の理由を原文のまま掲載し、続けて、株主提案に対する当社取締役会の意見を記載しております。

第３号議案　剰余金の処分の件

（1）　議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア　配当財産の種類

金銭

イ　１株当たり配当額

金98円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式１株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金98円）

ウ　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、１株当たり配当額に2024年３月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ　剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ　配当金支払開始日

本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、３週間後の日

(2) 提案の理由

当社株式の株価純資産倍率（PBR）は1997年以来、解散価値である１倍を下回り、2024年４月10日時点で0.6倍にも満たない。現預金をため込む創業来の企業文化から抜け切れておらず、上場して信用力が高まった今日も内部留保の蓄積が続いているためである。当社の自己資本比率は2023年12月末時点で79%と高い水準にあり、資本効率の改善が不可欠である。

低い資本効率の主因は貯め込んだ現預金にある。当社は、現預金から借入金を引いた約260億円の連結ネット・キャッシュ（2023年12月末時点）のみならず、約40億円の上場株式（2023年３月末時点）を保有する。こうした本業に資することのないネットの運用資産の合計額は約300億円に及び、2024年４月10日時点の時価総額のほぼ3分の2にも達する。

積み上がり続けたキャッシュは、過剰に株主資本を膨らませ、株主資本コストを上昇させる。株主資本の肥大化がさらに膨らみ、PBR１倍割れが長期化することで、株主価値が毀損し続けるリスクを勘案するならば、当社の資本効率が悪化し続ける悪循環に歯止めをかけるべく、抜本的な株主還元に踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。

東京証券取引所が2023年１月30日に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」は、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」とするが、当社の経営陣は積み上がったキャッシュによって、株主資本利益率（ROE）が株主資本コストを下回る状態を放置しているのが現状である。当社は、2.5%の株主資本配当率（DOE）を導入しているが、PBR低迷の長期化を鑑みるに、不十分であると言わざるを得ない。

そこで、少なくとも100%の配当性向が必要となり、上記（１）に記載のとおり、2024年３月期の当社業績見通しの1株当たり当期純利益に相当する、1株当たり138円から中間配当の40円を引いた98円を株主に配当するよう提案するものである。提案する1株当たり配当額は、通期換算で約3.5%のDOEに相当し、推計される当社の株主資本コスト、ひいては、国際的なリスクフリー・レートで４%半ばある米国債10年物利回りをも下回る水準である。

「株主提案（第３号議案）に対する当社取締役会の意見（反対意見）」

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。反対するに至った理由の概要は、以下のとおりです。

【反対の理由】

当社は、当社の資本効率の状況を適時に把握し、経営上の重要な指標として認識しており、利益還元の強化を重要な施策の一つとして位置付けております。2019年２月８日付け「配当方針の変更及び配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」および2020年８月７日付け「当社企業価値向上に対する考え方についてのお知らせ」にてお知らせしましたように、配当政策として、連結株主資本配当率（DOE）を2.5%以上とする旨を定め実施することに加え、資本政策の強化として、自己株式取得について長期的に総額100億円規模での実施を目標として掲げ、継続的な自己株式取得を実施して参りました。これらの施策の実施により、当社における過去３年間の総還元性向の平均は、100%を超える高い水準となっております。

当社は、今後も、利益還元の充実を経営課題の一つとして位置づけ、剰余金の配当については、継続的かつ安定的な実施を基本方針として、持続的成長につながる事業継続投資の為の資金確保と、株主の皆様への利益還元との最適なバランスをとることにより効率的なキャピタル・アロケーションの実現を追求して参る予定です。

当社は、本定時株主総会で当社から提案する剰余金処分の議案において、2024年３月期の期末配当の1株当たりの配当額を42円とすることを提案させていただいております。この議案が可決されれば、2024年度の通期の1株当たりの配当額は82円となり、持続的成長につながる事業継続投資のための資金確保を図りつつ、配当政策として掲げた連結株主資本配当率（DOE）2.5%以上を達成する安定的な配当を行うことができます。

他方、本議案は、2024年３月期の期末配当の１株当たりの配当額を98円、総額として約21億円規模の剰余金の処分を提案するものであります。このような本議案は、当社を取り巻く経営環境や投資戦略に基づく手元資金確保の必要性を考慮せずに過大な配当を実施することを求めるものであり、剰余金の配当については継続的かつ安定的な実施を基本とする当社の方針とも整合せず、ひいては中長期的な企業価値向上および株主共同の利益につながらないものと考えます。

第４号議案　定款一部変更（取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）報酬の個別開示）の件

（1） 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設し、現行定款第26条以降を各々１条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	（取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）報酬の個別開示） 第26条　取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方針を開示する。

(2) 提案の理由

当社の経営陣がここまで長期にわたって資本効率の悪化を放置してきたのは明白な少数株主軽視であり、コーポレートガバナンス上の問題が生じている。対して、取締役の個別の報酬は、取締役会が当社の直面する課題をどのように評価し、それを個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示しており、コーポレートガバナンスとキャピタル・アロケーションの問題の原因を明らかにする役割を果たす。

PBRの１倍割れや政策保有株式の肥大を放置する当社の取締役会においては、当社が抱えるコーポレートガバナンス上の問題を改善する役割を果たし、資本効率改善や少数株主保護の面でも経営陣に責任感を持たせることが期待できない。よって、株主がより積極的に牽制を効かせることができるような環境を整えるべく、取締役報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

当社が2024年４月に開示した「コーポレートガバナンス報告書」によれば、「監査等委員でない取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）の報酬等は、次に掲げる「基本報酬（現金報酬）」および「株式報酬（自社株報酬）」により構成されます」とある。基本報酬は、「固定の金銭報酬として､前期の業績や各取締役の職責・貢献等を総合的に勘案して決定した支給額を毎月支給します」、株式報酬は、「取締役会が定めた株式交付規程に従い、毎年所定の日に固定および業績連動によるポイントを付与し、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、取締役の退任時までに付与された累積ポイント数に応じて、当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭が交付されるものとします」とあるが、ROEといった資本効率が指標として入っていないため、取締役のインセンティブが株主の利益（特に少数株主の利益）とどのように連動しているのかを公表資料から窺い知ることができない。

コーポレートガバナンス・コードは、「原則4-2.　取締役会の役割・責務(2)」の補充原則4-2①において、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである」と定めているが、当社の取締役の報酬制度は、株主共同の利益に資する仕組みとはなっていない可能性が高い。

そこで、株主及び株式市場が当社経営陣のパフォーマンス及び当社のコーポレートガバナンスの問題を適切に評価することができる環境を整えるため、取締役の報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

東京証券取引所が2023年１月30日に公表した「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」では、「経営陣や取締役会において、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を議論のうえ、必要に応じて改善に向けた方針や具体的な取組、その進捗状況などを開示することを要請」するとした上で、「継続的にPBRが１倍を割れている会社には、開示を強く要請」するとしている。当社のPBR１倍割れは30年近く続いているが、PBR1倍回復が取締役のインセンティブとなっているか否かは「（PBR）改善に向けた方針や具体的な取組」の重要な要素である。

「株主提案（第４号議案）に対する当社取締役会の意見（反対意見）」

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。反対するに至った理由の概要は、以下のとおりです。

【反対の理由】

当社は、取締役の指名、報酬等の決定に係る取締役会の機能の独立性および客観性を担保し、取締役会の説明責任を果たすため、過半数の独立社外取締役によって構成され、委員長が独立社外取締役である任意の指名・報酬委員会による提案を踏まえて、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定しており、その概要は以下のとおりです。また、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会において当該方針に沿うものであることを確認した上で、取締役会において決定しております。

「監査等委員でない取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）の報酬等」

監査等委員でない取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬（現金報酬）」および「株式報酬（自社株報酬）」により構成されます。

個人別の報酬等における「基本報酬（現金報酬）」および「株式報酬（自社株報酬）」の割合は、各人の報酬等が全体として適切なインセンティブとして機能するように決定します。

個人別の報酬等の内容の決定の全部は、株主総会決議でご承認を得た範囲内で、取締役会から諮問を受けた任意の指名・報酬委員会（構成員の過半数が独立社外役員）において作成した原案を取締役会に答申し、取締役会が審議の上で決定します。

以上のとおり、当社における取締役の報酬制度と個人別報酬額の決定については、指名・報酬委員会による適切な関与のもと、当該報酬が、当社の企業価値向上を図るインセンティブとして機能し、ひいては株主共同の利益に資するよう設計されているものであり、また適切な割合の株式報酬（自社株報酬）を付与することを通じて少数株主の皆様の利益とも連動することが企図されております。

また、当社は法令の定めに従って役員区分ごとに報酬等の総額等および対象となる役員の員数について、毎期の事業報告、有価証券報告書、およびコーポレート・ガバナンス報告書に適正に開示しておりますが、当社役員には、個人別の連結報酬等の総額が１億円以上となるものがいないため、法令に則り有価証券報告書において個人別報酬額を開示しておりません。

当社取締役会といたしましては、本提案株主が求める取締役の個人別報酬額の開示を義務付ける規定は、そもそも会社の根本規範である定款になじまないものである上、当社においては上記のとおり適切な報酬決定制度が整えられており、法令に従って報酬等に係る適正な開示が行われておりますので、かかる規定を定款にあらためて記載すべきとは考えておりません。

事業報告（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、長引く高インフレを背景とする欧州の需要低迷に加え、中東の地政学的リスクが高まり、また中国経済も回復に力強さを欠き、依然として不透明な状況が続いております。

日本経済におきましては、コスト増加分の価格転嫁や円安等に伴い企業業績に改善が見られるうえ、賃金上昇の継続や物価上昇率の鈍化等に伴う個人消費の回復やインバウンド需要の拡大も期待でき、緩やかな回復が見込まれます。

このような状況の中、当社グループは、2021年５月に公表した「第３次中期経営計画」に基づき、中長期的な成長戦略の実現に向けた基盤構築を進めつつ、生産体制の最適化・効率化に努めてまいりました。

この結果、売上高は92,931百万円（前期比8.9%減）となり、第３次中期経営計画の最終年度目標である87,000百万円を上回りました。

利益面につきましては、日本におけるハウスウエア合成樹脂製品分野および関連商品の販売価格改定の効果や原材料の仕入れ方法見直しによる採算性の改善等がありましたが、工業品合成樹脂製品分野において、在庫過多を背景とする取引先の生産調整が多く見られたことにより、当社工場の稼働率が低下する等、生産効率が悪化いたしました。結果、営業利益は第３次中期経営計画の最終年度目標である4,200百万円を大きく下回り、1,362百万円（前期比54.7%減）となりました。経常利益は純投資目的の有価証券売却益等もあり、3,985百万円（前期比4.8%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は3,091百万円（前期比10.4%増）となりました。

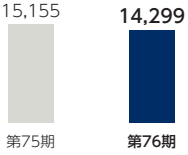
業績ハイライト

売上高	営業利益
92,931百万円	1,362百万円
（前期比 8.9%減）	（前期比 54.7%減）
経常利益	**親会社株主に帰属する当期純利益**
3,985百万円	3,091百万円
（前期比 4.8%増）	（前期比 10.4%増）

事業部門別の概況は次のとおりであります。

ハウスウエア合成樹脂製品関連部門

売上高
14,299百万円

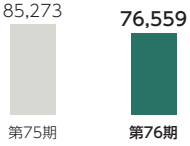




ハウスウエア合成樹脂製品関連部門につきましては、日本においては価格改定や新製品の拡販等に取り組んだものの、依然として物価上昇による買い控えも続いており、製品の販売個数が減少、また中国においても不動産不況や個人消費の低迷もあり、売上が減少いたしました。この結果、ハウスウエア合成樹脂製品関連部門の売上高は142億99百万円（前期比5.6％減）となりました。

工業品合成樹脂製品関連部門

売上高
76,559百万円

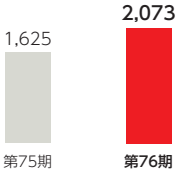




工業品合成樹脂製品関連部門につきましては、在庫過多を背景とする取引先の生産調整が多く見られ、当社の受注が弱含む状態が長く続きました。地域では取引先における東南アジアへの生産シフトが見られる中国に加えベトナムが、分野では電機電子関連が大きく売上を落としました。この結果、工業品合成樹脂製品関連部門の売上高は765億59百万円（前期比10.2％減）となりました。

その他

売上高
2,073百万円





その他売上高は、ハウスウエア関連商品において、業務提携パートナーであるJEJアステージと共同開発した100%再生プラスチック仕様の新商品「ポリループ」を発売、また海外から輸入の「砂利、レンガ」等の生活関連商材の拡販に積極的に取り組んだ結果、売上が伸長し、20億73百万円（前期比26.2%増）となりました。

事業部門別売上高および生産高

事業部門	売上高	生産高
ハウスウエア合成樹脂製品関連	14,299百万円	14,279百万円
工業品合成樹脂製品関連	76,559百万円	73,547百万円
その他	2,073百万円	—
合計	92,931百万円	87,826百万円

(注) 生産高は販売価格により算出しております。

② 企業集団の設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、52億96百万円であります。その主なものは、当社の設備投資24億33百万円、TENMA VIETNAM CO.,LTD.の設備投資9億84百万円、TENMA (THAILAND) CO.,LTD.の5億77百万円であります。

それらの投資に関する資金は、全額自己資金をもって充当いたしました。

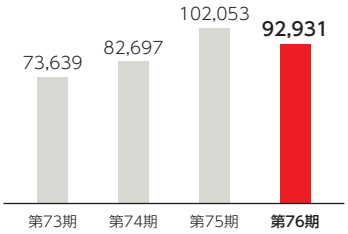
(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

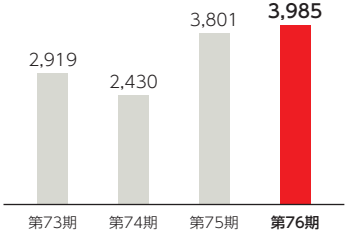
区　　分	第73期 2021年３月期	第74期 2022年３月期	第75期 2023年３月期	第76期 （当連結会計年度） 2024年3月期
売　上　高　(百万円)	73,639	82,697	102,053	92,931
経　常　利　益　(百万円)	2,919	2,430	3,801	3,985
親会社株主に帰属する当期純利益　(百万円)	3,006	1,058	2,800	3,091
１株当たり当期純利益　(円)	127.08	46.61	127.38	145.13
総　資　産　(百万円)	92,387	93,984	102,802	101,921
純　資　産　(百万円)	72,895	73,197	78,310	81,063

(注) 1. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、控除する自己株式に含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第74期の期首から適用しており、第74期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

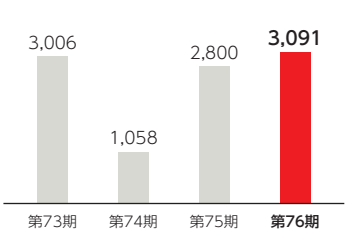
売上高 (百万円)



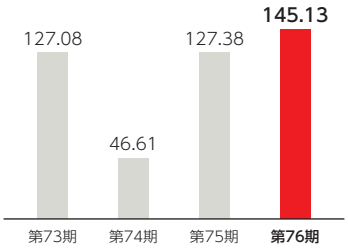
経常利益 (百万円)



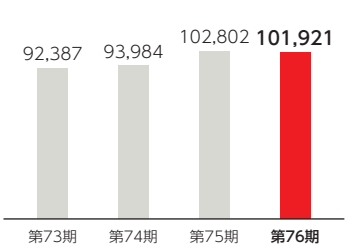
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



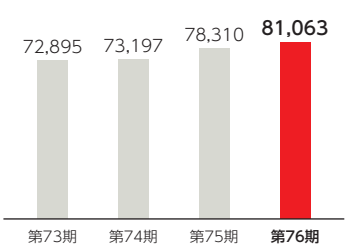
１株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



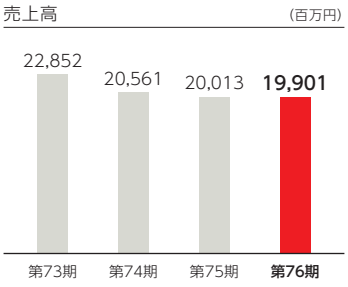
純資産 (百万円)

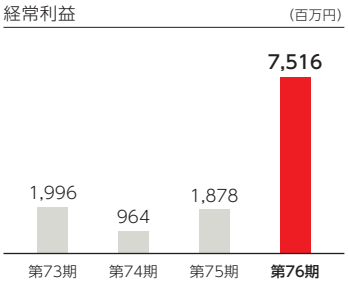


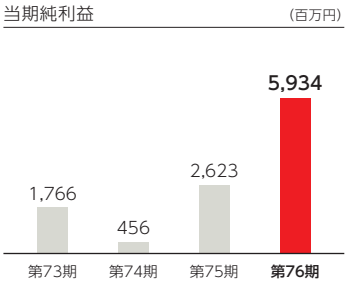
② 当社の財産および損益の状況

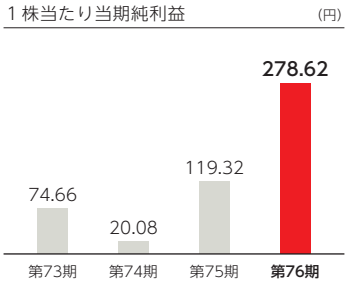
区　　分	第73期 2021年３月期	第74期 2022年３月期	第75期 2023年３月期	第76期 （当期） 2024年3月期
売　上　高（百万円）	22,852	20,561	20,013	19,901
経　常　利　益（百万円）	1,996	964	1,878	7,516
当　期　純　利　益（百万円）	1,766	456	2,623	5,934
１株当たり当期純利益（円）	74.66	20.08	119.32	278.62
総　資　産（百万円）	58,581	54,265	54,777	59,746
純　資　産（百万円）	53,894	50,050	50,422	52,411

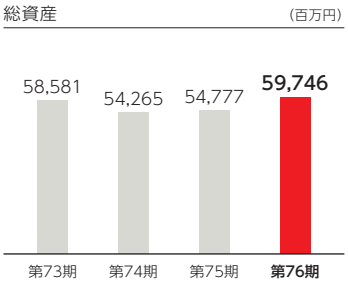
（注）1. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、控除する自己株式に含めております。
2.「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第74期の期首から適用しており、第74期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

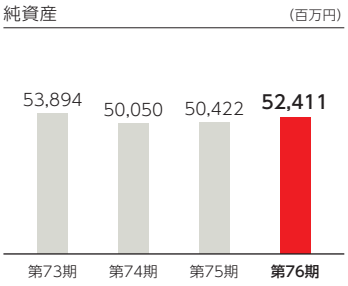












(3) 対処すべき課題

今後の世界経済は、中東およびウクライナ情勢は予断を許さない状況が続いており、また中国の不動産不況は打開の道筋が見えず、全体での成長率も低水準での推移が見込まれる等、依然として不透明な状況が続く見通しです。日本経済におきましては人手不足が成長の足かせとなる可能性はあるものの、設備投資の拡大や実質賃金の増加も見込まれ、経済全体の活性化が期待できます。

このような状況のもと、当社グループは2024年３月期で終了した第３次中期経営計画に続き、2025年３月期（第77期）を初年度とする三ヶ年の「第４次中期経営計画」を策定し、本年５月24日に公表いたしました。

引き続き「人とプラスチックの調和した豊かな社会の実現」を長期ビジョンとして掲げ、「サステナブル経営推進による企業価値向上」を基本方針とし、数値目標としましては、最終年度の連結売上高107,000百万円、連結営業利益4,700百万円、ROE5.0％、ROIC5.1％としております。

この目標達成に向けては、事業分野ごとに定めた基本戦略および主要施策等を着実に実行し、併せてROEの改善および企業認知度の向上を通じたPBR向上も目指してまいります。

また最終的には2031年３月期の長期目標であるROE９％水準、ROIC９％水準の達成を目指し、持続的な成長と企業価値の向上を図り、当社グループの更なる発展に取り組んでまいります。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2024年３月31日現在)

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
天馬アセアンホールディングス株式会社	490,000千円	100%	持株会社
株式会社タクミック	50,000千円	※　100%	合成樹脂製品等に係る試作品の製造販売
MEIYANG HONG KONG LIMITED	2,683千米ドル	100%	資産管理
PRINCIA CO., LTD.	2,000千香港ドル 13,000千米ドル	100%	合成樹脂製品の輸出入および仕入販売
上海天馬精塑有限公司	12,500千米ドル	100%	合成樹脂製品の製造販売
天馬精密注塑（深圳）有限公司	82,350千人民元	100%	合成樹脂製品の製造販売
天馬精密工業（中山）有限公司	24,376千米ドル	100%	合成樹脂製品の製造販売
TENMA VIETNAM CO., LTD.	35,000千米ドル	100%	合成樹脂製品および金型の製造販売
TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.	12,500千米ドル	※　100%	合成樹脂製品の製造販売
PT. TENMA INDONESIA	496,281百万ルピア	※99.99%	合成樹脂製品の製造販売
PT. TENMA CIKARANG INDONESIA	7,000千米ドル	※99.99%	合成樹脂製品の製造販売
TENMA (THAILAND) CO., LTD.	755,000千タイバーツ	※　100%	合成樹脂製品の製造販売
Tenma America Corporation	1,000千米ドル	100%	合成樹脂製品の販売
TENMA PLASTIC MEXICO, S. A. DE C. V.	50千メキシコペソ	※　100%	合成樹脂製品の製造

(注) 1. 当社の出資比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。
2. 天馬精密工業(中山)有限公司、TENMA VIETNAM CO., LTD.、PT. TENMA INDONESIAおよびTENMA (THAILAND) CO., LTD.は特定子会社に該当しております。
3. MEIYANG HONG KONG LIMITEDは2024年3月20日付で減資を行い、資本金が8,000千米ドルから2,683千米ドルに減少しております。
4. Tenma America Corporation、TENMA PLASTIC MEXICO, S.A. DE C. V.については、2023年5月25日付で全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(5) 主要な事業内容 (2024年３月31日現在)

当社グループは、プラスチック射出成形品の製造販売を主な事業としております。
事業部門および事業部門別の主要製品は、次のとおりであります。

事業部門	主要製品
ハウスウエア合成樹脂製品関連	収納用品、キッチン用品、清掃用品、ガーデニング用品、バス用品、洗濯用品等
工業品合成樹脂製品関連	ＯＡ・電子機器部品、家電機器部品、自動車外装・内装部品、住設部品、各種コンテナー、メディアケース等
その他	各種商品販売等

(6) 主要な事業所 (2024年３月31日現在)

① 当社

本　社	東京都北区赤羽一丁目63番６号
支　店	東京支店（東京都北区）、大阪支店（大阪府大阪市）
営業所	福岡営業所（福岡県福岡市）
工　場	八戸工場（青森県八戸市）、新白河工場（福島県白河市）、野田工場（千葉県野田市） 滋賀工場（滋賀県甲賀市）、山口工場（山口県山陽小野田市）

② 子会社（所在地）

東京都北区	ベトナム バクニン省
神奈川県相模原市	ベトナム ドンナイ省
中国 香港	タイ ラーヨン県
中国 上海市	インドネシア ブカシ市
中国 広東省深圳市	米国 カリフォルニア州
中国 広東省中山市	メキシコ バハ・カリフォルニア州

(7) 従業員の状況 (2024年３月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
7,868名（1,630名）	510名減（429名減）

(注) 従業員数は就業員数であり、派遣社員を含む臨時従業員数は（ ）内に期中平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
623名（213名）	14名減（10名減）	41歳３ヵ月	17年８ヵ月

(注) 従業員数は就業員数であり、派遣社員を含む臨時従業員数は（ ）内に期中平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年３月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の状況

(1) 株式の状況 (2024年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　77,153,900株
② 発行済株式の総数　24,313,026株
③ 株主数　8,252名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社カネダ興産	2,924千株	13.80%
FHLホールディングス株式会社	2,786	13.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,585	7.48
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT（常任代理人 みずほ銀行）	879	4.15
金　田　保　一	759	3.58
株式会社ツカサ・エンタープライズ	744	3.51
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	659	3.11
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103（常任代理人 香港上海銀行）	645	3.04
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303（常任代理人 みずほ銀行）	568	2.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103（常任代理人 みずほ銀行）	510	2.41

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式3,121千株を所有しておりますが、上記大株主の状況には含めておりません。なお、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が「役員向け株式交付信託」に係る信託財産として所有する当社株式237千株および「従業員向け株式交付信託」に係る信託財産として所有する当社株式13千株は自己株式には含めていません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 2024年２月８日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ダルトン・インベストメンツ・インクが2024年２月１日現在で3,651千株の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2024年３月31日現在)

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣　野　裕　彦	当社指名・報酬委員会委員 当社営業本部長 天馬アセアンホールディングス株式会社代表取締役社長
取　締　役	永　井　勇　一	当社生産本部長 兼 生産管理部長 兼 生産技術部長
取　締　役	則　武　　勝	当社総務・財務経理担当 兼 総務部長
取　締　役	星　　健　一	当社海外生産本部長 TENMA(THAILAND)CO.,LTD.社長
取　締　役	倉　橋　博　文	当社指名・報酬委員会委員 弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー
取　締　役	中尾 麗イザベル	株式会社GA technologies執行役員 株式会社Gunosy社外取締役
取　締　役 (常勤監査等委員)	原　　和　彦	
取　締　役 (監査等委員)	後　藤　博　孝	株式会社タッチアップ代表取締役
取　締　役 (監査等委員)	西　田　弥　代	隼あすか法律事務所パートナー 株式会社エクストリーム社外監査役 株式会社ギガプライズ社外監査役 株式会社property technologies社外監査役 株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス社外監査役
取　締　役 (監査等委員)	松　山　昌　司	当社指名・報酬委員会委員長 松山公認会計士事務所代表者 あすなろ監査法人代表社員 ぷらっとホーム株式会社社外監査役 株式会社グッドコムアセット社外取締役

(注) 1. 取締役 倉橋博文氏、中尾麗イザベル氏および取締役（監査等委員）後藤博孝氏、西田弥代氏、松山昌司氏は社外取締役であります。
2. 取締役 倉橋博文氏は、企業法務の専門家および弁護士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。
3. 取締役 中尾麗イザベル氏は、長年の外資系金融機関での勤務におけるグローバル視点での豊富な実務経験や専門的知識を有しております。
4. 取締役（監査等委員）後藤博孝氏は、1991年から2007年までの当社における勤務経験を通じ、当社の事業全般に関する豊富な知識経験を有しております。
5. 取締役（監査等委員）西田弥代氏は、企業法務、労働法務に精通した弁護士であり、企業不祥事に関する調査委員会の委員の経歴を有しております。
6. 取締役（監査等委員）松山昌司氏は、内部統制を含む企業会計の専門家および公認会計士としての豊富な経験や財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、重要な社内会議における情報収集、その他監査の実効性を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。

8. 当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
9. 当社は、取締役廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏、倉橋博文氏、中尾麗イザベル氏および取締役（監査等委員）原和彦氏、後藤博孝氏、西田弥代氏、松山昌司氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。
10. 当社は、会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の遂行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償請求金および争訟費用等（但し保険契約上で定められた免責事由を除く）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および国内外の子会社の取締役および執行役員となります。
11. 中尾麗イザベル氏は本株主総会終結の時をもって任期満了により社外取締役を退任予定であります。
12. 西田弥代氏の戸籍上の氏名は川口弥代氏であります。

② 取締役の報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の種類別総額		報酬等の総額（百万円）
		基本報酬額（百万円）	株式報酬額（百万円）	
監査等委員でない取締役 （うち社外取締役）	7 （3）	115 （17）	18 （—）	132 （17）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	4 （3）	41 （24）	— （—）	41 （24）
合　　計 （うち社外取締役）	11 （6）	156 （40）	18 （—）	174 （40）

(注) 1. 2019年６月27日開催の第71回定時株主総会において監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（ただし、使用人分給与および株式報酬等の額は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は6名（うち社外取締役は0名）です。また、監査等委員でない取締役については、上記報酬限度額とは別枠で、2017年６月27日開催の第69回定時株主総会において、信託期間４年間で金400百万円を上限とし、１事業年度当たり85,000ポイントを上限とする役員向け株式交付信託に係る株式報酬制度を決議いただいております。
当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名（うち社外取締役は0名）です。
また、2021年５月20日開催の取締役会において、本株式報酬制度について信託期間を１年間延長する決議をいただきました。
当該取締役会時点の監査等委員でない取締役の員数は７名（うち社外取締役は２名、非常勤・非業務執行取締役は１名）です。
さらには、2022年６月23日開催の第74回定時株主総会において、株式報酬制度を業績連動型に変更等、一部内容を変更したうえで継続することについて決議いただいております。
当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）です。
2. 2023年６月27日開催の第75回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は４名（うち社外取締役は3名）です。
3. 株式報酬額の内容は、取締役会が定めた株式交付規程に従い、毎年所定の日に固定および業績連動によるポイントを付与し、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、取締役の退任時までに付与された累積ポイント数に応じて、当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭が交付されるものであり、上記の株式報酬は、当事業年度に係る役員向け株式交付信託としての株式報酬費用として計上した金額となります。
4. 2023年６月27日開催の第75回定時株主総会の終結の時をもって監査等委員でない取締役を退任し、監査等委員である取締役に就任した松山昌司氏については、監査等委員でない取締役在任期間分は監査等委員でない取締役に、監査等委員である取締役在任期間分は監査等委員である取締役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めて記載しております。

③ 監査等委員でない取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社取締役会は、過半数の独立社外取締役によって構成される任意の指名・報酬委員会による提案を踏まえて、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定しており、その概要は以下のとおりです。また、当該方針の決議後に決定された監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会において当該方針に沿うものであることを確認した上で、取締役会において決定しておりますので、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

イ．監査等委員でない取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）の報酬等

監査等委員でない取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）の報酬等は、次に掲げる「基本報酬（現金報酬）」および「株式報酬（自社株報酬）」により構成されます。

個人別の報酬等における「基本報酬（現金報酬）」および「株式報酬（自社株報酬）」の割合は、各人の報酬等が全体として適切なインセンティブとして機能するように決定します。

個人別の報酬等の内容の決定の全部は、株主総会決議でご承認を得た範囲内で、取締役会から諮問を受けた任意の指名・報酬委員会（構成員の過半数が独立社外役員）において作成した原案を取締役会に答申し、取締役会が審議の上で決定します。

（イ）基本報酬（現金報酬）

固定の金銭報酬として、前期の業績や各取締役の職責・貢献等を総合的に勘案して決定した支給額を毎月支給します。

（ロ）株式報酬（自社株報酬）

取締役会が定めた株式交付規程に従い、毎年所定の日に固定および業績連動によるポイントを付与し、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、取締役の退任時までに付与された累積ポイント数に応じて、当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭が交付されるものとします。

ロ．監査等委員でない社外取締役および非業務執行取締役の報酬等

監査等委員でない社外取締役および非業務執行取締役の報酬等は、その職責に鑑みて、「基本報酬（現金報酬）」のみで構成されます。固定の金銭報酬として、前期の業績や各取締役の職責・貢献等を総合的に勘案して決定した支給額を毎月支給します。

個人別の報酬等の内容の決定の全部は、株主総会決議でご承認を得た範囲内で、取締役会から諮問を受けた任意の指名・報酬委員会（構成員の過半数が独立社外役員）において作成した原案を取締役会に答申し、取締役会において審議の上で決定します。

④ 社外役員等に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 倉橋博文氏は、弁護士法人ほくと総合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役 中尾麗イザベル氏は、株式会社GA technologies執行役員および株式会社Gunosy社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）後藤博孝氏は、株式会社タッチアップの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）西田弥代氏は、隼あすか法律事務所のパートナー、株式会社エクストリームの社外監査役、株式会社ギガプライズの社外監査役、株式会社property technologiesの社外監査役および株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングスの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）松山昌司氏は、松山公認会計士事務所の代表者（公認会計士・税理士）、あすなろ監査法人の代表社員、ぷらっとホーム株式会社の社外監査役および株式会社グッドコムアセットの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 倉橋博文	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。 企業法務の専門家および弁護士の立場から適宜必要な発言を行っております。主にガバナンス・コンプライアンスの視点から、当社の企業価値の向上に資するよう忌憚のない意見を述べており、同氏が有する豊富な経験と高い専門的な見識を活かすことにより、当社を含むグループ全体における統制環境の整備・コンプライアンスに対する意識・企業風土の醸成が図られ、経営陣から独立した立場から当社のガバナンス機能の向上・透明化に貢献いたしました。また、2021年4月23日以降、当社指名・報酬委員会の委員を務め客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定等に尽力いたしました。
社外取締役 中尾麗イザベル	2023年６月27日の就任以降に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。 長年の外資系金融機関での勤務におけるグローバル視点での豊富な実務経験や専門的知識を有するとともに、女性活躍促進やダイバーシティ推進にも積極的に取り組んできた実績があり、同氏が有する豊富な経験と専門的知識を活かした多角的かつ合理的な視点で様々な意見を述べており、当社グループの企業価値向上に貢献いたしました。
社外取締役（監査等委員） 後藤博孝	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査等委員会17回のすべてに出席いたしました。 1991年から2007年までの当社における勤務経験を通じ、当社の事業全般に関する豊富な知識・経験から適宜必要な発言を行っております。また、当社を退社した以降、会社経営に関与した経験、一般財団法人製品安全協会での活動などを通じた社会貢献活動にも注力した経験等、会社経営者としてのグローバル取引経験を含む豊富な経験と知見を活かした意見を述べており、当社グループの企業価値向上に貢献いたしました。
社外取締役（監査等委員） 西田弥代	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査等委員会17回のすべてに出席いたしました。 企業法務、労働法務に精通した弁護士であり、企業不祥事に関する調査委員会の委員の経験から適宜必要な発言を行っております。また、上場企業の取締役会や監査役会における積極的な活動によって内部統制上の問題解決や企業体質の改善に寄与するなど、社外役員としての経験を活かし、積極的かつ忌憚のない意見を述べており、当社グループの企業価値向上に貢献いたしました。
社外取締役（監査等委員） 松山昌司	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、2023年６月27日の監査等委員である取締役就任以降に開催された監査等委員会11回のすべてに出席いたしました。 内部統制を含む企業会計の専門家および公認会計士としての豊富な経験や専門的知識から適宜必要な発言を行うとともに、積極的にガバナンス向上のため提言を行っております。同氏が有する豊富な経験と高い専門的な見識を活かすことにより、当社を含むグループ全体における統制環境の整備・コンプライアンスに対する意識・企業風土の醸成が図られ、経営陣から独立した立場から当社のガバナンス機能の向上・透明化に貢献いたしました。また、2020年11月6日以降、当社指名・報酬委員会の委員長を務め、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定等に尽力いたしました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が８回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人ハイビスカス

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項および第３項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち11社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、または会計監査人の変更が必要と認められる場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため「内部統制の基本方針」を取締役会において決定しており、その概要は以下のとおりであります。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンスに関する体制

全社横断的な管理体制、予防・是正・改善措置、内部通報制度等を社内規程等で定め、周知のうえ運用を徹底し、また子会社においても同様の体制整備を促進することで、天馬グループのコンプライアンス体制を実現する。また、行動基準として定めた「コンプライアンスマニュアル」に従い、行動するものとする。

ロ．財務報告に関する体制

企業組織単位ごとの責任者の設置、法令および会計基準に適合した財務諸表の作成手続等を社内規程等で定め、周知のうえ運用を徹底し、天馬グループにおける財務情報の適正かつ適時な開示を確保するものとする。

ハ．監査、モニタリングに関する体制

内部監査部は、天馬グループ全体の内部監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会へ報告する。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の基本的な事項に関する社内規程を定め、事業を取り巻く様々なリスクに対して、リスク管理意識の浸透、リスクの顕在化の防止および早期発見に資することを目的とし、規程を周知のうえ運用を徹底し、事業内容や規模に応じて必要なリスク管理体制の整備を促進することにより、職務遂行に伴うリスクを天馬グループとして適切にコントロールするものとする。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、天馬グループとしての経営方針・目標を設定し、達成に向けた経営計画を策定のうえ、その実行を通じて効率的な職務の執行を図る。

ロ．原則月1回以上の定例取締役会および必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定を行い、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図る。

ハ．適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、組織編成、業務分掌、職務権限に関する社内規程を定め、周知のうえ運用を徹底し、かつ、子会社でも事業内容や規模に応じて同様の社内規程等を整備し促進することにより、効率的な職務の執行を確保する。

④取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報については、法令および社内規程に従い、担当部署を決めて適切に保存および管理を行うとともに、常時閲覧することができる体制とする。

⑤子会社の取締役および使用人等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理に関する社内規程を定め、子会社の経営上の重要事項については、当社の事前の同意または報告を必要とする体制とする。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該補助者に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、総務部の部員を補助使用人として指名することができ、指名された補助使用人は、監査等委員会の職務に関しもっぱら監査等委員会の指揮命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、各部署長の指揮命令を受けないものとする。

補助使用人の人事異動・人事評価等については、監査等委員会の意見を尊重し決定するものとする。

⑦取締役および使用人による監査等委員会への報告体制等

イ．取締役および使用人は、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。

ロ．取締役および使用人は、法令が定める事項のほか、業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある情報を知り得たときは、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員に速やかに報告する。

ハ．監査等委員会に対して報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けることが無いよう、「内部通報規程」の通報窓口利用者と同様の保護措置を講ずるものとする。

⑧子会社の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者による監査等委員会への報告体制等

イ．子会社の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。

ロ．子会社の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、業務または財務の状況に重大な影響を及ぼす情報を知り得たときは、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員に速やかに報告する。

ハ．監査等委員会に対して報告を行った取締役および使用人等またはこれらの者に対し、当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けることが無いよう、「内部通報規程」の通報窓口利用者と同様の保護措置を講ずるものとする。

⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について必要となる費用等の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当社は、当該費用または債務を処理するものとする。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、社長をはじめ社内関係部署および会計監査人等とそれぞれに随時に意思疎通を図り、情報の収集や調査を行い、関係部署はそれらに協力する。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための運用状況の主なものは、以下のとおりであります。

①取締役会を18回（ほか書面決議８回）開催し、資本政策および予算の策定等重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
②監査等委員は、重要な社内会議への出席等を通じ、取締役および執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行いました。また、監査等委員会は、内部監査部が行った監査の報告を受けることで、情報共有および十分な連携を確保しております。
③当社グループ役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信するとともに、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。
④財務報告の適正性と信頼性確保のため、内部統制の整備、運用および評価のための計画を決定するとともに、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施いたしました。
⑤代表取締役社長の責任のもと、当社およびその子会社における当社役職員についての法令等に違反する行為等に関する内部通報への適正な対応の仕組みを定める内部通報規程を制定し、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営を実践しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務の健全性を維持しつつ、中長期的な成長戦略の実現に向けて積極的な投資を行い、企業価値の持続的な向上および利益還元の充実を図ることが経営上の重要課題の一つとして位置づけております。

配当につきましては、連結株主資本配当率（DOE）2.5%以上を目標として、安定した配当を継続することを基本とし、更なる利益還元の向上を目指すとともに、業績の向上および経営目標の達成状況により、増配を検討することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、当該配当方針に基づき、１株につき42円とさせていただく予定であります。これにより、年間配当金は、中間配当金を含め、連結株主資本配当率（DOE）2.5%以上となる１株につき82円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表（2024年３月31日現在）

科目	当年度（2024年3月31日現在）
資産の部	千円
流動資産	**57,881,901**
現金及び預金	29,839,839
受取手形及び売掛金	17,353,495
商品及び製品	3,516,965
仕掛品	696,186
原材料及び貯蔵品	4,738,130
その他	1,746,516
貸倒引当金	△9,229
固定資産	**44,039,550**
有形固定資産	**31,736,309**
建物及び構築物	14,521,560
機械装置及び運搬具	9,586,821
土地	2,680,834
使用権資産	2,874,400
建設仮勘定	1,201,919
その他	870,775
無形固定資産	**3,415,789**
その他	3,415,789
投資その他の資産	**8,887,452**
投資有価証券	4,029,795
退職給付に係る資産	3,666,542
繰延税金資産	370,794
その他	827,896
貸倒引当金	△7,575
資産合計	**101,921,451**

科目	当年度（2024年3月31日現在）
負債の部	千円
流動負債	**14,296,023**
支払手形及び買掛金	8,901,655
未払法人税等	348,194
賞与引当金	853,963
租税関連費用引当金	5,119
その他	4,187,092
固定負債	**6,562,093**
長期未払金	2,615
役員株式給付引当金	131,778
従業員株式給付引当金	4,264
退職給付に係る負債	493,377
リース債務	2,862,949
資産除去債務	711,614
繰延税金負債	2,290,912
事業構造改善引当金	64,584
負債合計	**20,858,116**
純資産の部	
株主資本	**67,393,811**
資本金	19,225,350
資本剰余金	12,984,521
利益剰余金	41,897,599
自己株式	△6,713,659
その他の包括利益累計額	**13,669,431**
その他有価証券評価差額金	1,384,245
為替換算調整勘定	10,826,530
退職給付に係る調整累計額	1,458,657
非支配株主持分	**94**
純資産合計	**81,063,335**
負債純資産合計	**101,921,451**

連結損益計算書

科目	当年度 (2023年４月１日から 2024年３月31日まで)	
		千円
売上高		**92,930,953**
売上原価		**79,821,753**
売上総利益		**13,109,200**
販売費及び一般管理費		11,747,488
営業利益		**1,361,712**
営業外収益		
受取利息	478,345	
投資有価証券売却益	1,727,539	
受取配当金	151,389	
持分法による投資利益	67,357	
為替差益	240,790	
その他	182,498	2,847,918
営業外費用		
支払利息	123,547	
減価償却費	24,872	
その他	76,255	224,674
経常利益		**3,984,956**
特別利益		
固定資産売却益	92,172	
負ののれん発生益	136,876	
補助金収入	56,833	
租税関連費用引当金戻入額	103,093	388,975
特別損失		
固定資産売却損	2,887	
固定資産除却損	155,799	
事業整理損失引当金繰入額	2,700	
事業整理損	4,300	
訴訟和解金	43,860	
従業員住宅積立金拠出額	283,445	492,991
税金等調整前当期純利益		**3,880,940**
法人税、住民税及び事業税	1,180,636	
法人税等調整額	△390,633	790,003
当期純利益		**3,090,937**
非支配株主に帰属する当期純利益		9
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,090,928**

計算書類

貸借対照表（2024年３月31日現在）

科目	当年度（2024年3月31日現在）
	千円
資産の部	
流動資産	**22,993,695**
現金及び預金	10,316,361
受取手形	255,508
電子記録債権	1,140,769
売掛金	4,789,644
商品及び製品	1,951,984
仕掛品	73,016
原材料及び貯蔵品	1,610,822
前渡金	62,709
前払費用	175,627
未収収益	4
未収入金	2,496,080
営業未収入金	99,525
その他	22,247
貸倒引当金	△600
固定資産	**36,751,859**
有形固定資産	**10,136,361**
建物	5,816,565
構築物	276,264
機械及び装置	1,443,337
車両運搬具	15,202
工具、器具及び備品	213,491
土地	1,535,010
建設仮勘定	836,493
無形固定資産	**1,017,752**
借地権	937,060
ソフトウェア	35,812
その他	44,881
投資その他の資産	**25,597,745**
投資有価証券	2,675,178
関係会社株式	11,592,321
出資金	63,221
関係会社出資金	8,722,646
長期貸付金	6,935
関係会社長期貸付金	863,586
長期前払費用	52,959
前払年金費用	1,564,731
その他	58,868
貸倒引当金	△2,700
資産合計	**59,745,554**

科目	当年度（2024年3月31日現在）
	千円
負債の部	
流動負債	**5,241,998**
電子記録債務	226,832
買掛金	1,326,300
未払金	244,080
未払費用	933,684
未払法人税等	78,484
未払消費税等	10,356
前受金	436
預り金	131,333
賞与引当金	328,304
その他	1,962,188
固定負債	**2,092,960**
長期未払金	2,615
関係会社長期借入金	1,042,000
資産除去債務	78,862
役員株式給付引当金	131,778
従業員株式給付引当金	4,264
事業構造改善引当金	64,584
繰延税金負債	768,857
負債合計	**7,334,958**
純資産の部	
株主資本	**51,026,351**
資本金	**19,225,350**
資本剰余金	**12,984,521**
資本準備金	4,924,500
その他資本剰余金	8,060,021
利益剰余金	**25,530,139**
利益準備金	637,879
その他利益剰余金	24,892,260
退職給与積立金	300,000
研究開発積立金	300,000
固定資産圧縮積立金	190,460
別途積立金	11,000,000
繰越利益剰余金	13,101,800
自己株式	**△6,713,659**
評価・換算差額等	**1,384,245**
その他有価証券評価差額金	1,384,245
純資産合計	**52,410,596**
負債純資産合計	**59,745,554**

損益計算書

科目		当年度 (2023年４月１日から 2024年３月31日まで)	
			千円
売上高			**19,900,888**
売上原価			**14,254,608**
売上総利益			**5,646,280**
販売費及び一般管理費			6,380,623
営業損失			**△734,344**
営業外収益			
受取利息		47,747	
受取配当金		6,250,376	
投資有価証券売却益		1,727,539	
為替差益		245,417	
その他		43,719	8,314,798
営業外費用			
出資金評価損		21,781	
支払手数料		4,268	
支払利息		4,899	
減価償却費		24,872	
その他		8,143	63,963
経常利益			**7,516,492**
特別利益			
固定資産売却益		70,656	
補助金収入		56,833	127,489
特別損失			
固定資産売却損		1,241	
固定資産除却損		148,534	
関係会社株式評価損		1,128,447	
訴訟和解金		43,860	
事業整理損額		4,300	
事業整理損失引当金繰入額		2,700	1,329,082
税引前当期純利益			**6,314,899**
法人税、住民税及び事業税		331,000	
法人税等調整額		49,772	380,772
当期純利益			**5,934,126**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月21日

天馬株式会社
　取締役会　御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙　橋　克　幸
指定社員 業務執行社員　公認会計士　森　崎　恆　平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、天馬株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、天馬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

１．連結注記表５．連結貸借対照表に関する注記（２）偶発債務に記載されているとおり、会社はタイの連結子会社において、過去の電力メーターの不具合による電力料金の差額として、約700百万円の請求を受けている。現在その内容について協議中であり、その影響額を合理的に見積ることが困難であるため、当該事象による影響は連結財務諸表には反映されていない。

２．連結注記表11．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年５月10日開催の取締役会において、自己株式の取得及び消却を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月21日

天馬株式会社
　取締役会　御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙　橋　克　幸
指定社員 業務執行社員　公認会計士　森　崎　恆　平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、天馬株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表12．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年５月10日開催の取締役会において、自己株式の取得及び消却を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月１日から2024年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月22日

天馬株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 **原　　和彦** ㊞

監査等委員 **後藤博孝** ㊞

監査等委員 **西田弥代** ㊞

監査等委員 **松山昌司** ㊞

(注) 監査等委員 後藤博孝、西田弥代及び松山昌司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

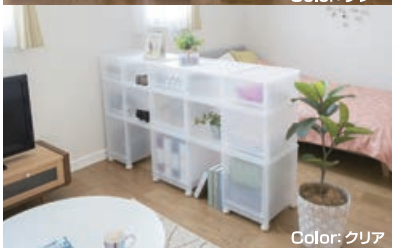
当社は、お客様の暮らしをより快適にするために、
高品質なものづくりを目指しています。

Fits フィッツケースFC40 シリーズ

Color ホワイトクリア※ クリア グレー ホワイト

※連結棚 FC40-S30、差込式キャスター CSP-40 を除く 11 アイテム・42SKU


Color: グレー


Color: クリア

あらゆる用途で使いやすい奥行40cm。空間になじむシンプルデザイン。


アルミ補強板内蔵
天板のたわみを抑制


連結棚 FC40-S30


差込式キャスター
CSP-40


FC40-3020


FC40-3520


FC40-4020


FC40-3030


FC40-3530


FC40-4030


FC40-3040


FC40-3540


FC40-4040

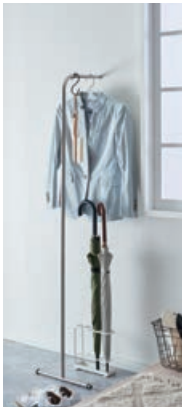
PORISH interior monohoshi 物干しをスマートに

5アイテム・5SKU

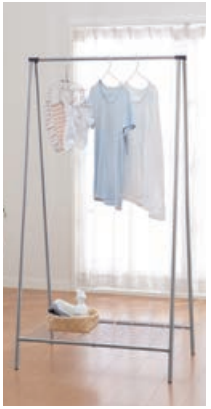
小世帯にうれしいコンパクト設計、インテリアにこだわる人のポーリッシュ インテリア物干しシリーズです。


ふとん干し PSI-07


ラダー PSI-08


スリムハンガー PSI-09


パネルスリム PSI-10


ハンガーラック PSI-11

TSS TENMA SOLUTION SERVICE

TENMA SOLUTION SERVICE：TSS

天馬株式会社のソリューション事業ブランドです。

Mite Care ミテケア
mens home checker

詳しい情報はこちら ▶

メンズホームチェッカー



男性妊活の第一歩として、 スマホで簡単に精子の状態をチェックし、 妊活に活用することを可能とするヘルステックサービスです。 生殖技術の専門家である 「培養士」 が精子動画を確認し WHO の基準値を参照値としたレポートを Web で確認できます。

●内容物



Mite Care ミテケア
ladies home checker

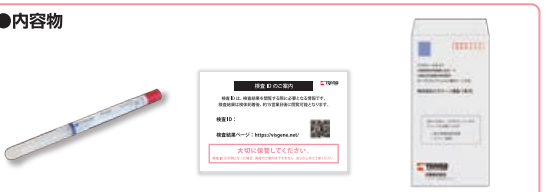
詳しい情報はこちら ▶

レディースホームチェッカー



不妊やデリケートゾーンの悩みを手軽にチェック！
「ミテケアレディースホームチェッカー」 は不妊原因の可能性がある膣内フローラのラクトバチルス菌の割合を家で、スマホで、 チェックできます。 検査は専門機関が行いレポートは Web で確認できるフェムテック商品です。

●内容物



定時株主総会会場ご案内図

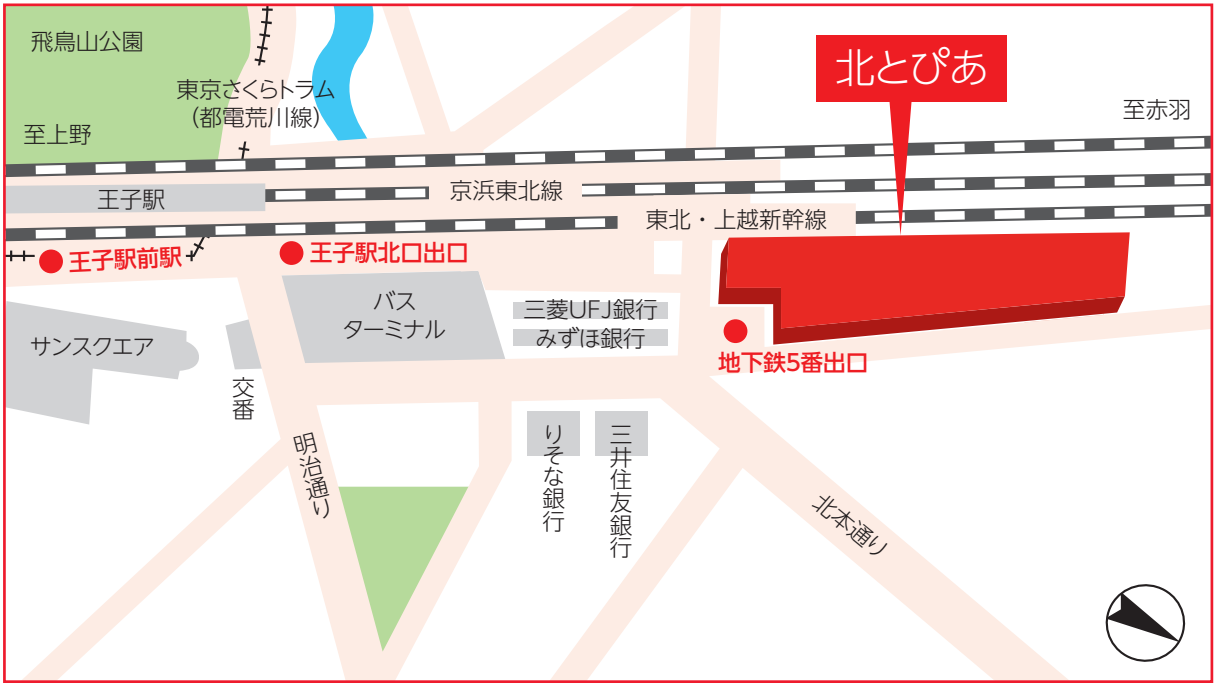
会場

北とぴあ　３階（入口２階）
つつじホール

〒114-8503　東京都北区王子一丁目11番１号
TEL 03－5390－1100㈹

交通

JR王子駅北口／東京メトロ南北線王子駅
（５番出口）



TENMA

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。